開示項目一覧

銀行法施行規則第34条の26	三井住友フィナンシャルグループ
銀行持株会社の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1. 経営の組織(銀行持株会社の子会社等(法第52条の25に規定する子会社等(法第52条の29第1項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く)以下この項において同じ)の経営管理に係る体制を含む)	31、33
2. 資本金及び発行済株式の総数	116
3. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
①氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	117
②各株主の持株数	117
③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	117
4. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	32
5. 会計監査人の氏名又は名称	73
銀行持株会社及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
6. 銀行持株会社及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	資料編冒頭、31、33、34、38～43
7. 銀行持株会社の子会社等に関する次に掲げる事項	
①名称	40～43
②主たる営業所又は事務所の所在地	40～43
③資本金又は出資金	40～43
④事業の内容	40～43
⑤設立年月日	40～43
⑥銀行持株会社が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	40～43
⑦銀行持株会社の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	40～43
銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
8. 直近の事業年度における事業の概況	本編80～83
9. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	72
②経常利益又は経常損失	72
③親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	72
④包括利益	72
⑤純資産額	72
⑥総資産額	72
⑦連結自己資本比率	72
銀行持株会社及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
10. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	73～75、77～78
11. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	114
②延滞債権に該当する貸出金	114
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	114
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	114
12. 自己資本の充実の状況	133～181、184～197
13. 流動性に係る経営の健全性の状況	182～183
14. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報	103
15. 銀行持株会社が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	73
16. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	133
報酬等に関する事項	349～352

銀行法施行規則第19条の2(単体)	三井住友銀行
銀行の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1. 経営の組織(当該銀行が他の銀行又は銀行持株会社の子会社でない場合にあっては、当該銀行の子会社等(法第21条第一項前段に規定する説明書類の内容に重要な影響を与えない子会社等を除く)の経営管理に係る体制を含む)	38～39
2. 持株数の多い順に10以上の株主に関する次に掲げる事項	
①氏名(株主が法人その他の団体である場合には、その名称)	266
②各株主の持株数	266
③発行済株式の総数に占める各株主の持株数の割合	266
3. 取締役及び監査役の氏名及び役職名	35～37
4. 会計監査人の氏名又は名称	228
5. 営業所の名称及び所在地	44～69
6. 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項	
①当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名	55～56
②当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称	55～56
銀行の主要な業務の内容(信託業務を営む場合においては、信託業務の内容を含む)	資料編冒頭
銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
7. 直近の事業年度における事業の概況	本編80～83
8. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	198
②経常利益又は経常損失	198
③当期純利益又は当期純損失	198
④資本金及び発行済株式の総数	198
⑤純資産額	198
⑥総資産額	198
⑦預金残高	198
⑧貸出金残高	198
⑨有価証券残高	198
⑩単体自己資本比率(法第14条の2第1号に規定する基準に係る算式により得られる比率)	198
⑪配当性向	198
⑫従業員数	198
9. 直近の2事業年度における業務粗利益及び業務粗利益率	251
10. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの	
①資金運用収支	251
②役務取引等収支	251
③特定取引収支	251
④その他業務収支	251
11. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の	
①平均残高	251～252
②利息	251～252
③利回り	251～252
④資金利ざや	265
12. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減	253
13. 直近の2事業年度における総資産経常利益率及び資本経常利益率	265
14. 直近の2事業年度における総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	265
15. 直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	255
16. 直近の2事業年度における固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残存期間別の残高	256
17. 直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	257
18. 直近の2事業年度における固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残存期間別の残高	258
19. 直近の2事業年度における担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び支払承諾見返額	257、268
20. 直近の2事業年度における使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	257

21.	直近の2事業年度における業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	258
22.	直近の2事業年度における中小企業等に対する貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	259
23.	直近の2事業年度における特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	260
24.	直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値	265
25.	直近の2事業年度における有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高	264
26.	直近の2事業年度における国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均残高	263
27.	直近の2事業年度における国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の期末値及び期中平均値	265
銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項		
28.	リスク管理の体制	本編68～71、7～20
29.	法令遵守の体制	本編72～73
30.	中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	24～25
31.	法第12条の3第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	21
銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項		
32.	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	228～234
33.	貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
	①破綻先債権に該当する貸出金	260
	②延滞債権に該当する貸出金	260
	③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	260
	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	260
34.	自己資本の充実の状況	325～333、336～346
35.	流動性に係る経営の健全性の状況	334～335
36.	有価証券に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	239～240
37.	金銭の信託に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	241
38.	第13条の3第1項第5号イからホまでに掲げる取引に関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	242～245
39.	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	259
40.	貸出金償却の額	260
41.	銀行が貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	228
42.	単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	325
報酬等に関する事項		353～356
信託業務に関する事項		
43.	信託業務の内容	資料編冒頭
44.	直近の5事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
	①信託報酬	198
	②信託勘定貸出金残高	198
	③信託勘定有価証券残高	198
	④信託財産額	198
45.	直近の2事業年度における信託業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
	①信託財産残高表(注記事項を含む)	269
	②金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託(以下「金銭信託等」という)の受託残高	269
	③元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)の種類別の受託残高	269
	④元本補填契約のある信託(信託財産の運用のため再信託された信託を含む)に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	269
	⑤信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高	270
	⑥金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高	270
	⑦金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び割引手形の区分)の残高	270
	⑧金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の残高	271
	⑨担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高	271
	⑩使途別(設備資金及び運転資金の区分)の金銭信託等に係る貸出金残高	271
	⑪業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	271
	⑫中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	272
	⑬金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、短期社債、社債及び株式その他の証券の区分)の残高	272

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条(単体・資産の査定の基準)

	三井住友銀行
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	261～262
2. 危険債権	261～262
3. 要管理債権	261～262
4. 正常債権	261～262

銀行法施行規則第19条の3(連結)

	三井住友銀行
銀行及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項	
1. 銀行及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	資料編冒頭、34
2. 銀行の子会社等に関する次に掲げる事項	
①名称	40～43
②主たる営業所又は事務所の所在地	40～43
③資本金又は出資金	40～43
④事業の内容	40～43
⑤設立年月日	40～43
⑥銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	40～43
⑦銀行の1.の子会社等以外の子会社等が保有する当該1.の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	40～43
銀行及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの	
3. 直近の事業年度における事業の概況	本編29～43、2
4. 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①経常収益	198
②経常利益又は経常損失	198
③親会社株主に帰属する当期純利益若しくは親会社株主に帰属する当期純損失	198
④包括利益	198
⑤純資産額	198
⑥総資産額	198
⑦連結自己資本比率	198
銀行及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
5. 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	199～201、203～204
6. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	260
②延滞債権に該当する貸出金	260
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	260
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	260
7. 自己資本の充実の状況	274～309、312～324
8. 流動性に係る経営の健全性の状況	310～311
9. 連結財務諸表規則第15条の2第1項に規定するセグメント情報	227
10. 銀行が連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	199
11. 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合にはその旨	274
報酬等に関する事項	353～356

信託業法施行規則第43条第3項

	三井住友銀行
法第50条の2第1項の登録を受けた者の概況及び組織に関する次に掲げる事項	
1. 商号	2
2. 沿革及び経営の組織	2、38～39
3. 役員及び業務を執行する社員の氏名及び役職名	35～37
4. 信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務を行う主たる営業所並びにその他の営業所の名称及び所在地	273

5. 営んでいる業務の種類	資料編冒頭
法第50条の2第1項の登録を受けた者の業務の状況に関する次に掲げる事項	
6. 直近の事業年度における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務の概要	273
7. 直近の5事業年度における信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託報酬	273
②信託財産額	273
③信託財産の概要	273
8. 直近の2事業年度における信託財産の状況を示す指標として次に掲げる事項	
①信託財産残高表	273
②信託財産の種類ごとの件数、元本額	273
9. 信託財産の分別管理の状況	273
10. 信託法第3条第3号に掲げる方法によってする信託に係る事務以外の業務の状況	本編80～83
法第50条の2第1項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項	
11. 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書	228～234
12. 11.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	228
法第50条の2第1項の登録を受けた者の内部管理の状況に関する事項	本編44～51
子会社等を有する場合にあっては、法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項	
13. 法第50条の2第1項の登録を受けた者及びその子会社等の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	199～201、203～204
14. 13.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	199
法第50条の2第1項の登録を受けた者を連結子会社とする者(当該者を連結子会社とする者を除く)がいる場合にあっては、当該者及び同項の登録を受けた者の直近の3事業年度における財産の状況に関する事項として次に掲げる事項	
15. 当該者及び法第50条の2第1項の登録を受けた者の連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書	73～75、77～78
16. 15.に掲げる書類について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合にはその旨	73
法第50条の2第1項の登録を受けた者が法第23条の2第1項第1号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称	21

平成26年金融庁告示第7号第7条2項

三井住友フィナンシャルグループ

(資本の構成に関する開示事項)	
自己資本の構成に関する開示事項	133～136

平成26年金融庁告示第7号第7条3項

三井住友フィナンシャルグループ

(定性的な開示事項)	
連結の範囲に関する次に掲げる事項	
1. 持株自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下「持株会社グループ」という)に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	133
2. 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	133
3. 持株自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	133
4. 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	133
5. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	133
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	本編68～71
持株会社グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続き及び体制の概要	本編68～71、7～19

信用リスク(第5号に規定するもの及び第6号のリスクに該当するものを除く)に関する次に掲げる事項	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	9～14、141～144、151
2. 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要	138
3. 標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む)	151
4. 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項	
①信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD(標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額)がEADの総額に占める割合	144
②内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯	141
③内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要	
(i) 資産区分ごとの格付付与手続	141～143
(ii) パラメーター推計(PD、LGD及びEADの推計をいう)及びその検証体制	143～144
(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制	10～11
④①から③までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項	
内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合	
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	
一 使用する内部格付手法の種類	151
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	151
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	
一 使用する内部格付手法の種類	—
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	—
三 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分の範囲	—
内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合	
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	
一 使用する内部格付手法の種類	—
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	—
三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲	—
四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類	—
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	
一 使用する内部格付手法の種類	—
二 内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	—
三 当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲	—
四 前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類	—
五 内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分の範囲	—
信用リスク削減手法(派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く)に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	153
カウンターパーティ信用リスクに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む)	154
証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	161
2. 持株自己資本比率告示第227条第4項第3号から第6号まで(持株自己資本比率告示第232条第2項及び第280条の4第1項において準用する場合を含む)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	161
3. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに持株会社グループの子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引(当該持株会社グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該持株会社グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称	161
4. 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響	162
5. 証券化取引に関する会計方針	162

6. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む)	162
7. 内部評価方式を使用している場合には、その概要	—
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(持株自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る)	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	14～17
2. 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲	16、169
オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	17～19
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む)	172
3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
①当該手法の概要	17～19
②保険によるリスク削減の有無(保険によるリスク削減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要を含む)	172
出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	168
金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面及び別紙様式第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	170
2. 金利リスクの算定手法の概要	170
連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	173～177
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	178～179

平成26年金融庁告示第7号第7条4項	三井住友フィナンシャルグループ
(定量的な開示事項)	
その他金融機関等(持株自己資本比率告示第8条第8項第1号に規定するその他金融機関等をいう)であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	133
信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの、及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項	
1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳	
①地域別	139
②業種別	139
③残存期間別	139
2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
①地域別	140
②業種別	140
3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高	140
4. 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第3項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額	140
次の1又は2に掲げる銀行持株会社の区分に応じ、当該1又は2に定める額	
1. 標準的手法採用行 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額	—
2. 内部格付手法採用行 信用リスク・アセットのみなし計算(持株自己資本比率告示第145条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう)が適用されるエクスポージャーの額	150

第一項の国際統一基準持株会社のうち、1の額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるもの及びこれに準ずる国際統一基準行として金融庁長官が指定するものにあっては、次に掲げる事項

1. 次に掲げる額の合計額	
①オン・バランス資産の額(連結貸借対照表の総資産の額から支払承諾見返勘定の額並びに②及び③に掲げる事項に関して連結貸借対照表に計上されている額を控除した額をいう)	180
②デリバティブ取引等(先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう)に関する額(デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額(デリバティブ取引等について算出した再構築コストの額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする)及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう)及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう)	180
③レポ形式の取引に関する額(レポ形式の取引における現金の受取債権の額及びレポ形式の取引の単位ごとに算出した取引の相手方に対するエクスポージャーの額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする)の合計額をいう)	180
④オフ・バランス取引(デリバティブ取引等及びレポ形式の取引を除く)に関する額(取引の相手方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額、対象資産に係るエクスポージャーの額及び証券化エクスポージャーの額の合計額をいう)	180
2. 金融機関等(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む)向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額	—
①金融機関等向け預金及び貸出金の額(コミットメントの未引出額を含む)	180
②金融機関等が発行した有価証券(担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう)の保有額	180
③金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る)	180
④金融商品取引法第2条第14項に規定する金融商品市場及び同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場(3.及び8.において「金融商品市場等」という)によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を下回らないものに限る)	180
3. 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額	
①金融機関等からの預金及び借入金の額(コミットメントの未引出額を含む)	180
②金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る)	180
③金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額(法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案することができるものとし、零を上回らないものに限る)	180
4. 発行済の有価証券の残高	180
5. 直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額	180
6. 信託財産及びこれに類する資産の残高	180
7. 直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け(金融商品取引法第2条第8項第6号に規定する有価証券の引受けをいう)の年間の合計額	180
8. 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高	180
9. 次に掲げる有価証券(流動性が高いと認められるものを除く)の残高の合計額	
①売買目的有価証券	180
②その他有価証券	180
10. 観察可能な市場データ以外の情報に基づき公正価値評価された資産の残高	180
11. 対外与信の残高	180
12. 対外債務の残高	180

定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。

平成26年金融庁告示第7号第7条5項

	三井住友フィナンシャルグループ
(持株レバレッジ比率に関する開示事項)	
持株レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 持株レバレッジ比率の構成に関する事項	181
2. 前連結会計年度の持株レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る)	—

平成26年金融庁告示第7号第2条2項

	三井住友銀行
(資本の構成に関する開示事項)	
自己資本の構成に関する開示事項	325～328

平成26年金融庁告示第7号第2条3項

	三井住友銀行
(定性的な開示事項)	
金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面及び別紙様式第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	170、329
2. 金利リスクの算定手法の概要	170、329
貸借対照表の科目が別紙様式第1号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	330～333
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	—

平成26年金融庁告示第7号第2条5項

	三井住友銀行
(定量的な開示事項)	
定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。	

平成26年金融庁告示第7号第4条2項

	三井住友銀行
(資本の構成に関する開示事項)	
自己資本の構成に関する開示事項	274～277

平成26年金融庁告示第7号第4条3項

	三井住友銀行
(定性的な開示事項)	
連結の範囲に関する次に掲げる事項	
1. 自己資本比率告示第3条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団(以下この号において「連結グループ」という)に属する会社と連結財務諸表規則第5条に規定する連結の範囲(以下「会計連結範囲」という)に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因	274
2. 連結グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容	274
3. 自己資本比率告示第9条の規定が適用される金融業務を営む関連法人等の数、名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	274
4. 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容	274
5. 連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要	274
自己資本の充実度に関する評価方法の概要	本編68～71
連結グループ全体のリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	本編68～71、7～9
信用リスク(第5号に規定するもの及び第6号のリスクに該当するものを除く)に関する次に掲げる事項	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	9～14、141～144、151、281、288
2. 会計上の引当て及び償却に関する基準の概要	138、279
3. 標準的手法採用行にあっては、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等(適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう)の名称(使用する適格格付機関等を変更した場合にあっては、その理由を含む)	151、288
4. 内部格付手法採用行にあっては、次に掲げる事項	
①信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類ごとの資産区分別のEAD(標準的手法が適用されるポートフォリオにあっては、エクスポージャーの額)がEADの総額に占める割合	281
②内部格付手法の適用範囲の決定に係る経緯	141、281
③内部格付制度の概要及び当該制度に関する次に掲げる事項の概要	
(i) 資産区分ごとの格付付与手続	141～143
(ii) パラメーター推計(PD、LGD及びEADの推計をいう)及びその検証体制	143～144

(iii) 内部格付制度並びに使用するモデルの開発及び管理等に係る運営体制	10～11
④①から③までに掲げるもののほか、次の表の上欄及び中欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める事項	
内部格付手法を段階的に適用する計画がない場合	
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	
一　使用する内部格付手法の種類	288
二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	288
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	
一　使用する内部格付手法の種類	—
二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	—
三　内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分の範囲	—
内部格付手法を段階的に適用する計画がある場合	
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分がないとき	
一　使用する内部格付手法の種類	—
二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	—
三　当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲	—
四　前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類	—
内部格付手法の適用を除外する事業単位又は資産区分があるとき	
一　使用する内部格付手法の種類	—
二　内部格付手法が適用される事業単位又は資産区分の範囲	—
三　当該計画の対象となる事業単位又は資産区分の範囲	—
四　前号の範囲に適用する信用リスク・アセットの額を算出する手法の種類	—
五　内部格付手法の適用を除外する事業単位(多数である場合にあっては、主な事業単位)又は資産区分の範囲	—
信用リスク削減手法(派生商品取引、レポ形式の取引、信用取引、有価証券の貸付け、現金又は有価証券による担保の提供、長期決済期間取引その他これらに類する取引に関連して用いられる信用リスク削減手法を除く)に関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	153、289
カウンターパーティ信用リスクに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要(当該カウンターパーティ信用リスクの削減手法に関するものを含む)	154、290
証券化取引に係るリスクに関する次に掲げる事項	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	161、295
2. 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号まで(自己資本比率告示第254条第2項及び第302条の4第1項において準用する場合を含む)に規定する体制の整備及びその運用状況の概要	295
3. 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の名称及び当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別並びに連結グループの子法人等(連結子法人等を除く)及び関連法人等のうち、当該連結グループが行った証券化取引(当該連結グループが証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む)に係る証券化エクスポージャーを保有し、かつ、当該連結グループがその経営に関与し又は助言を提供しているものの名称	161、295
4. 契約外の信用補完等を提供している証券化目的導管体の名称及び当該証券化目的導管体ごとの当該契約外の信用補完等による自己資本への影響	162、295
5. 証券化取引に関する会計方針	162、295
6. 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称(使用する適格格付機関を変更した場合にあっては、その理由を含む)	162、295
7. 内部評価方式を使用している場合には、その概要	—
マーケット・リスクに関する次に掲げる事項(自己資本比率告示第2条各号の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入する場合に限る)	
1. リスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	14～17
2. 内部モデル方式を使用する場合におけるモデルの概要及び適用範囲	16、301
オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	17～19
2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称(部分的に先進的計測手法を適用する場合にあっては、各手法の適用範囲を含む)	302

3. 先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項	
①当該手法の概要	17～19
②保険によるリスク削減の有無(保険によるリスク削減を行った場合にあっては、保険の利用方針及び概要を含む)	302
出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスクの特性並びにリスク管理の方針、手続及び体制の概要	168、300
金利リスク(マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。別紙様式第2号第26面及び別紙様式第4号第21面を除き、以下同じ)に関する次に掲げる事項	
1. リスク管理の方針及び手続の概要	170、302
2. 金利リスクの算定手法の概要	170、302
連結貸借対照表の科目が別紙様式第5号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明	303～306
自己資本比率規制上のエクスポージャーの額と連結貸借対照表計上額との差異及びその要因に関する説明	307～308

平成26年金融庁告示第7号第4条4項

三井住友銀行

(定量的な開示事項)

その他金融機関等であって銀行の子法人等であるもののうち、自己資本規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	274
信用リスク(第2条第3項第5号に規定するもの、同項第6号のリスクに該当するもの及び次号に規定するものを除く)に関する次に掲げる事項	
1. 次に掲げるエクスポージャーの区分ごとの期末残高及びそれらの主な種類別の内訳	
①地域別	279
②業種別	279
③残存期間別	280
2. 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成10年金融再生委員会規則第2号)第4条第2項、第3項又は第4項に規定する債権に係る債務者のエクスポージャーの期末残高、当該期末残高に対応して計上されている引当金の額及び当該エクスポージャーに係る償却額並びにこれらの次に掲げる区分ごとの内訳	
①地域別	280
②業種別	280
3. 延滞期間別のエクスポージャーの期末残高	281
4. 経営再建又は支援を図ることを目的として貸出条件の緩和を実施した債権(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条第2項に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、同条第3項に規定する危険債権又は同条第4項に規定する三月以上延滞債権に該当するものを除く)に係る債務者のエクスポージャーの期末残高のうち、貸出条件の緩和を実施したことに伴い、当該エクスポージャーに係る引当金の額を増加させたものの額及びそれ以外のものの額	281
次の1又は2に掲げる銀行の区分に応じ、当該1又は2に定める額	
1. 標準的手法採用行 複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャーで、リスク・ウェイトを直接に判定することができないものの額	—
2. 内部格付手法採用行 信用リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第167条の規定により信用リスク・アセットの額を算出することをいう)が適用されるエクスポージャーの額	287

(定量的な開示事項)

定量的な開示事項は、前項に掲げる事項のほか、別紙様式第2号により作成しております。

平成26年金融庁告示第7号第4条5項

三井住友銀行

(連結レバレッジ比率に関する開示事項)

連結レバレッジ比率に関する開示事項	
1. 連結レバレッジ比率の構成に関する事項	309
2. 前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因(当該差異がある場合に限る。)	—

平成27年金融庁告示第7号第7条	三井住友フィナンシャルグループ
(銀行持株会社における連結会計年度の開示事項)	
連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	182
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	182
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	182
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	182
連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	183
連結流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	14、16～17
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	16～17
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	16～17

平成27年金融庁告示第7号第2条	三井住友銀行
(単体流動性カバレッジ比率を算出する銀行における事業年度の開示事項)	
単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	334
2. 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	334
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	334
4. その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項	334
単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	335
単体流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	14、16～17
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	16～17
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	16～17

平成27年金融庁告示第7号第4条	三井住友銀行
(連結流動性カバレッジ比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項)	
連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項	
1. 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項	310
2. 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項	310
3. 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項	310
4. その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項	310
連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項	311
連結流動性リスク管理に係る開示事項	
1. 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項	14、16～17
2. 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項	16～17
3. その他流動性に係るリスク管理に関する事項	16～17